

新（平成27年3月9日農林水産省告示第514号）	旧															
<p>2 検査を分けて理化学検査（含水率試験、保存処理試験及び曲げ試験をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>6 第1種検査方法                      (1) 抽出の割合等                          [削る]                          ア 理化学検査                              品目、樹種及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする20日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、製材の日本農林規格（平成19年8月29日農林水産省告示第1083号）別記の1による。</p> <p>    イ 外面検査                              アの検査荷口から無作為に次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる試料を抽出する。                      （表略）                              [削る]</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準</p>	<p>2 検査を分けて理化学検査（含水率試験、保存処理試験、<u>曲げ試験及び引張り試験</u>をいう。以下同じ。）及び外面検査（検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>6 第1種検査方法                      (1) 抽出の割合等                          ア 製材                              (ア) 理化学検査                                  品目、樹種及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする20日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、<u>造作用製材、構造用製材、下地用製材及び広葉樹製材の場合にあつては製材の日本農林規格（平成19年8月29日農林水産省告示第1083号）別記の1に、枠組壁工法構造用製材（機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材（以下「MSR製材」という。）を除く。）の場合にあつては枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和49年7月8日農林省告示第600号）別記の1の(1)及び(2)に準ずるものとする。</u></p> <p>        (イ) 外面検査                                  (ア)の検査荷口から無作為に次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる試料を抽出する。                      （表略）</p> <p>        イ MSR製材                              (ア) 理化学検査                                  製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする20日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、<u>枠組壁工法構造用製材の日本農林規格別記の1の(1)及び(3)に準ずるものとする。</u></p> <p>        (イ) 外面検査                                  (ア)の検査荷口から無作為に、次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料MSR製材を抽出する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">検査荷口の大きさ</th> <th style="text-align: center;">試料MSR製材の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,000枚(本)以下</td> <td style="text-align: center;">80枚(本)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,001枚(本)以上</td> <td style="text-align: center;">6,000枚(本)以下</td> <td style="text-align: center;">125枚(本)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6,001枚(本)以上</td> <td style="text-align: center;">10,000枚(本)以下</td> <td style="text-align: center;">200枚(本)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,001枚(本)以上</td> <td style="text-align: center;">20,000枚(本)以下</td> <td style="text-align: center;">250枚(本)</td> </tr> </tbody> </table> <p>        (注) 検査荷口の大きさが20,000枚(本)を超える場合には、1荷口がそれぞれ20,000枚(本)以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。</p> <p>(2) 検査に係る格付の基準</p>	検査荷口の大きさ		試料MSR製材の数		3,000枚(本)以下	80枚(本)	3,001枚(本)以上	6,000枚(本)以下	125枚(本)	6,001枚(本)以上	10,000枚(本)以下	200枚(本)	10,001枚(本)以上	20,000枚(本)以下	250枚(本)
検査荷口の大きさ		試料MSR製材の数														
	3,000枚(本)以下	80枚(本)														
3,001枚(本)以上	6,000枚(本)以下	125枚(本)														
6,001枚(本)以上	10,000枚(本)以下	200枚(本)														
10,001枚(本)以上	20,000枚(本)以下	250枚(本)														

[削る]

ア 理化学検査

製材の日本農林規格別記の3に準じて試験を行い、その結果、同別記の2に準じて合格又は不合格を判定する。

イ 外面検査

(1)のイの規定により抽出した試料の単位体ごとに製材の日本農林規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の標準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、次の表の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のものをその等級に格付する。

(表略)

[削る]

8 第2種検査方法

(1) 抽出の割合等

[削る]

ア 理化学検査

6の(1)のアの規定を準用する。この場合において、同(ア)中「品目、樹種及び製造条件」とあるのは「7の規定により検査が8に定めるところによることとなったもので品目、樹種及び製造条件」と、「20日分」とあるのは「50日分」と読み替えるものとする。

イ 外面検査

アの検査荷口から無作為に80枚(本)の試料を抽出する。

[削る]

ア 製材

(ア) 理化学検査

造作用製材、構造用製材、下地用製材及び広葉樹製材の場合にあっては製材の日本農林規格別記の3に準じて試験を行い、その結果、同別記の2に準じ、また、枠組壁工法構造用製材(MSR製材を除く。)の場合にあっては枠組壁工法構造用製材の日本農林規格の別記の3に準じて試験を行い、その結果、同別記の2に準じて合格又は不合格を判定する。

(イ) 外面検査

(1)のアの(イ)の規定により抽出した試料の単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の標準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、次の表の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のものをその等級に格付する。

(表略)

イ MSR製材

(ア) 理化学検査

枠組壁工法構造用製材の日本農林規格別記の3により試験を行い、その結果、同別記の2により合格又は不合格を判定する。

(イ) 外面検査

(1)のイの(イ)の規定により抽出した各試料MSR製材について枠組壁工法構造用製材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料MSR製材の数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口のMSR製材をその等級に格付する。

試料MSR製材の数	合格とする数
80枚(本)	71枚(本)
125枚(本)	112枚(本)
200枚(本)	181枚(本)
250枚(本)	227枚(本)

8 第2種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 製材

(ア) 理化学検査

6の(1)のアの(ア)の規定を準用する。この場合において、同(ア)中「品目、樹種及び製造条件」とあるのは「7の規定により検査が8に定めるところによることとなったもので品目、樹種及び製造条件」と、「20日分」とあるのは「50日分」と読み替えるものとする。

(イ) 外面検査

(ア)の検査荷口から無作為に80枚(本)の試料を抽出する。

イ MSR製材

(2) 検査に係る格付の基準

[削る]

ア 理化学検査

6の(2)のアの規定を準用する。

イ 外面検査

(1)のイにより抽出した単位体ごとに製材の日本農林規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が69枚(本)以上であるときは、当該検査荷口のものをその等級に格付する。

[削る]

(7) 理化学検査

6の(1)のイの(7)の規定を準用する。この場合において、同(7)中「製造条件」とあるのは「7の規定により検査が8に定めるところによることとなったMSR製材で製造条件」と、「20日分」とあるのは「50日分」と読み替えるものとする。

(4) 外面検査

(7)の検査荷口から無作為に、125枚(本)の試料MSR製材を抽出する。

(2) 検査に係る格付の基準

ア 製材

(7) 理化学検査

6の(2)のアの(7)の規定を準用する。

(4) 外面検査

(1)のアの(4)により抽出した単位体ごとに当該試料に係る日本農林規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格の数が69枚(本)以上であるときは、当該検査荷口のものをその等級に格付する。

イ MSR製材

(7) 理化学検査

6の(2)のイの(7)の規定を準用する。

(4) 外面検査

(1)のイの(4)の規定により抽出した各試料MSR製材について枠組壁工法構造用製材の日本農林規格に基づいて外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、111枚(本)以上であるときは、当該検査荷口のMSR製材をその等級に格付する。